社会機能移転分散型国づくり推進本部　提言

令和７年６月 17 日
自由民主党　政務調査会

問題意識

〇我が国の出生率は低下を続け、生産年齢人口は急速に減少している。一方で地方から東京圏への若者や女性の転入超過の動きは止まらず、東京圏への人口集中が再加速している。さらに、東京圏には三権の中枢が集まっており、大企業の本社の大半が立地する。人口のみならず、我が国の社会・経済の相当程度が東京圏に集中している。

〇令和６年４月には、民間有識者でつくる「人口戦略会議」が、全国市町村のうち４割超にあたる７４４自治体が「消滅する可能性がある」との報告書を公表。この消滅可能性自治体では、人口の流出等による２０５０年までに若年女性人口が半分以下になることが指摘された。
　東京圏は出生率が低く、その圏域への人口集中は少子化を深刻にしかねない懸念もある。

〇人口減少が進む中での社会・経済機能の一極集中は、たびたび大災害に見舞われる我が国において、危機管理上の深刻なリスクをはらんでいる。
　今後３０年以内に７０％程度の確率で発生するといわれている首都直下地震や、 首都圏に大量の降灰をもたらしうる富士山噴火等の大規模災害がひとたび起こった場合、社会・経済機能の機能不全を引き起こし、我が国全体にとって大きな影響を与えかねない。

〇1992 年に、多極分散型国土の形成に資するとともに、地震等の大規模災害に対する脆弱性を克服するため、国会等の移転に関する法律が成立した。熱心な議論の後、1999 年には具体的な候補地が絞り込まれたものの、その後、現在まで、移転実施に向けた具体的な動きは進んでいない。

〇一極集中が進む中、住居費をはじめ、東京圏に居住するために必要なコストが増大しており、必ずしもそこに暮らすことが豊かな生活とは言えなくなっている。情報通信技術の発展とリモートワークの普及は、どこに居ても同等に仕事ができる環境を実現可能としている。政府機能も、企業の本社も、一極集中のリスクを回避するだけでなく、二拠点での生活・仕事を含め、生活の質を高める観点から、東京圏を離れて立地すべき環境が整ってきている。

○令和５年７月に閣議決定された新たな「国土形成計画」においても、「中枢管理機能等のバックアップ等」の項において、「東京に集中する人口及び諸機能の分散、政府機能を始めとする中枢管理機能のバックアップ体制の整備等を進める。」と明記されたところ。

国家の危機管理として、一極集中のリスク・弊害は、もはや看過できないところまで来ており、強い危機感を持つべきである。今こそ、東京圏に集中する社会機能を地方に分散させた「分散型国づくり」を果断に実行すべきとの認識のもと、以下提言する。

○なお、「分散型国づくり」を進めるにあたっては、都市も、よりスマートで効率性の高い都市づくりを進め、国際競争力を向上させていくとともに、地方においても、経済を発展させ、地域の活力を高めていくという、地方と都市がＷｉｎ－Ｗｉｎとなる関係性が重要である。

○また、首都直下型地震や富士山噴火等に備え、東京圏に集中している政府をはじめとした様々な中枢管理機能等のバックアップの強化を国家の意思として進める「危機管理」と、各地域がそれぞれの特徴を活かした自律的で持続的な社会の創生を目指す「地方創生」を車の両輪として「分散型国づくり」を推進していくことも非常に重要である。

分散型国づくりを進めるための法制度・体制の整備

○大規模災害等をはじめとする様々なリスクに対する備えとして、国家の意思として、国家機能及び社会機能その他の我が国の政治・経済・社会等のあらゆる機能（国家社会機能）の継続性が確保された国土の形成を図るため、内閣総理大臣を長とする推進本部を設置し、国土利用におけるリスクや脆弱性を網羅的に検証し、関連する施策を総合的かつ計画的に推進すること等を目的とした法制度の整備を行う。

○具体的には、国家社会機能が特定の地域に過度に集中したことによる弊害を克服するため、国家社会機能の特定の地域への集積による効果にも留意しつつ、国土全体にわたって人口や国家社会機能が分散的に配置され、国家社会機能に係る適正なバックアップ体制が整備され、多重性・代替性を確保した交通通信ネットワーク等が整備された国土構造を目指す。地方公共団体及び民間事業者等においては、国との連携・協力のもと、業務の継続性の確保（民間事業者等については、移転や分散立地等も含む）に係る取り組みの一層の推進を図る。

経済界、地方公共団体への提言

〇企業の本社機能の７割が東京に集中しているが、これまでの一極集中のスタイルには限界があり、大災害への脆弱性が際立っている。将来世代への責任という観点でも、首都直下地震や富士山噴火のリスクに真剣に向き合うべき。

デジタル技術・オンラインを活用し、研究施設等の機能をワークライフバランスのよい地方に移転することはメリットがある。従業員の生命・財産を守り、かつ重要な事業を継続させることが極めて重要であり、従来の発想から離れて分散や移転に関する議論を具体的かつ積極的に進めるべき。企業は、今後設置される防災庁とも連携しながら、事業継続の前提となる従業員の生命・財産を守るための取組も組み込んでＢＣＰ策定を進めるべきであり、また、企業内のＢＣＰにとどまらず、企業をまたいだ社会的なＢＣＰの体制構築を進めるべき。

〇多極分散型社会の形成のためには、地方公共団体の役割も重要である。

大災害により一部の地域が機能不全に陥っても、国全体としての機能を維持するためには、異なる地域がバックアップできることが重要である。地方公共団体は、災害時のＢＣＰを整えるのと同時に、他地域との連携を進めて大災害に対するバックアップを確保するよう努めるべきである。

また、地方公共団体においても「損して、得を取る」の発想で、移転してくる企業に対する補助金や地方税の軽減などを行い、企業の誘致に積極的かつ主体的に取り組むことが期待される。

政府への提言

〇地域の持続的な発展に向けて、地域金融機関による地方創生の取組み（地域資源を活用した付加価値創出や地域課題の解決、地方への新しい人の流れの創出、地域事業者の課題に応じた支援等）を強力に後押しすべき。

地域金融機関に幅広い金融仲介機能を発揮させるため、地域金融機関自体の経営基盤強化に向けた環境整備を進めるべき。

〇企業の地方移転が重要であり、特にＩＴ・デジタル産業は７割が東京にある状況を是正すべき。

令和８年３月に現行の適用期限を迎える地方拠点強化税制については、移転型の活用促進に向け実効性ある拡充を行うとともに、新地方創生交付金による支援を実施すべき。

○シェアリングエコノミーの活用は、地方創生、交通、二地域居住、観光、防災、資源循環など様々な政策分野において重要であり、地方への分散やそのような暮らしを可能にする手法でもある。そのため、必要とされる政策措置も予算・制度の拡充や規制改革など様々である。そこで、政府内にシェアリングエコノミー推進担当部局を設置し、シェアリングエコノミーの社会実装を政府横断的に支援する体制を早急に整備するべき。

○大規模災害時にもデジタルサービスを維持していくためには、データセンターの地域分散を進める必要がある。効率的な電力・通信インフラの整備を通した電力と通信の効果的な連携（ワット・ビット連携）により、成長と脱炭素の同時実現を目指す GX の効果を最大化させていくべき。

○企業版ふるさと納税については、企業の内部留保資金の積極的な活用や複数年度にわたる活用を希望する声があり、改善等を求めるべきである。企業版ふるさと納税の一層の活用促進を進める。当該制度については、令和５年度、金額は 1.4 倍の 470 億円、件数は 1.7 倍の 14,000 件と前年度に比べて大幅に増加しており、更なる活用促進に向けて、企業と自治体とのマッチング会の実施などを進めるべき。

○令和５年７月に策定した国土形成計画に基づき、シームレスな拠点連結型国土構築、国土強靱化の取組の推進を着実に進めるとともに、デジタル人材育成を引き続き進めるべき。
　令和８年にとりまとめる広域地方計画は上記の全国計画を基本として策定し、分散型国づくりを加速するべき。

○令和７年度からは対象業種を従来の中小企業等に加え、新たに農林水産業や自営業、医療・福祉等に拡充した移住支援金を活用し、移住支援の強化を図るべき。

○特定地域づくり事業協同組合の認定数は 100 を超えており、引き続き同制度を活用し、人口急減地域における仕事の創出を通じた、地域づくり人材の育成・確保を進めるべき。

○二地域居住法の成立を踏まえ、官民連携の核となる特定居住支援法人による先導的な取組や、改正空家法で創設した空家等管理活用支援法人の活用などにより、二地域居住を促進するべき。

〇地域おこし協力隊は年 7,000 人を超える隊員が活動、過去５年に任期終了した隊員は７割が定住している。地域プロジェクトマネージャーも人数・活用団体とも着実に増加している。引き続き両制度の活用を促進するべき。

〇自治体、地域金融機関、商工会等に加え、エンドユーザーとなる事業者向けの広報を強化することで案件の掘り起こしの進むローカル 10,000 プロジェクトの更なる活用、ローカルスタートアップ支援制度等により、地域経済の好循環を創出するべき。

〇地方大学・地域産業創生交付金による地域産業の創出、地域構想推進プラットフォームなどによる地域課題の解決を進め、大学・学生の地方分散を促進するべき。